



平成29年 5月25日

各位

会社名 ユナイテッド株式会社
代表者名 代表取締役会長 CEO 早川与規
(コード 2497 東証マザーズ)

取締役に対するストック・オプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、2017年5月25日開催の取締役会において、当社の取締役(非業務執行取締役を除く。以下同じ。)に対して付与するストック・オプション(新株予約権)報酬等の額に関する議案を、本年6月23日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. スtock・オプション(新株予約権)報酬額を増額する理由

ストック・オプションは、当社取締役の業績向上へのインセンティブをより強めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的としており、当社業務執行取締役による企業価値向上へのインセンティブをより強めることが相当と判断するため。

2. 報酬等としての新株予約権の額

当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額200百万円を上限とします。また、ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たり公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

3. 報酬等としての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権1個の目的である株式の数は100株とします。また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

(2) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、1,000個を新株予約権の数の上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）と、新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とのいずれか高い金額とします。

(5)新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等のオプション評価モデルにより算出した、公正な評価価額にもとづくものとします。

(6)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の翌日から2年を経過した日より10年以内とします。

(7)新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要します。

(9)その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定します。

■本リリースに関するお問い合わせ

ユナイテッド株式会社IR担当

Tel:03-6821-0008 E-mail:ir@united.jp

以上